

～旧優生保護法裁判福岡訴訟において公正な判決を求めます～

要請署名に ご協力を！

2.5万人を超える人の 障害者の尊厳を奪った、 旧優生保護法！！

昭和23年に制定された『優生保護法』によって障がい者が強制的に、または、騙（だま）されて不妊手術（優生手術）や人工妊娠中絶をさせられ子どもを持つ機会、幸せを、一生奪われました。



原告の朝倉さんご夫婦。
この法律のせいで結婚する前に夫が強制的に手術されました

優生保護法の罪悪 強制不妊手術だけでは無かった！？

- ①この法律の目的は不良な子孫をつくらないこととしました。障害者の人権や尊厳を全く否定する「優生思想」そのものでした。
- ②自治体挙げて「不幸な子どもを産まない」運動などの取り組みが広がり、高校の教科書にも劣等な子どもを産んではいけないと記載されたり、国民の中に差別意識を植え込んでいきました。



私たちは、横断幕を掲げて福岡地方裁判所に向いました



優生思想？

- ③1996年には、やっとこの法律は改正されますが、国はその後一貫して被害者に直接謝罪し、損害賠償することはありませんでした。

この法律により、社会に「優生思想」が深く深く根付いてしまいました。本来、命は誰もが平等です。この裁判を通じて断ち切らねばなりません！

私は子どもが欲しかった・・・。
産みたくても産めなかった！産んで育てる喜びを知らない！



(イラスト：大阪育成会から転載許可を得ています)

彼女とは、手術の仕方によって違いますが、

手術は、女性にも男性にも行なわれました。

このような事例が日本で起こっていたのです！

**強制不妊手術を受けた数は、24,993人。
中絶手術も含めると 83,963人もの被害者が…**

原告も同様の経験をしました。
署名の裏面に朝倉典子さんの声を載せています。
是非、読んで多くの人に署名を広めてください！

～優生思想を断ち切って、みんなで裁判を支援しよう～

旧優生保護法裁判を支援する福岡の会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 (福岡市ろうあ協会内)

☎092-406-3406 FAX092-406-3407

E-mail: shienfukuoka@ffd.or.jp

旧優生保護法 福岡 検索

旧優生保護法裁判福岡訴訟において 公正な判決を求める要請署名

福岡地方裁判所 裁判官 殿

趣旨

優生保護法は、障害者を「不良」な存在として位置付け、「不良な子孫の出生を防ぐ」ことを目的に強制的に不妊手術を推進するというものです。その後、国や地方あげて、障害者の尊厳を奪い去る優生思想を広めていく取り組みが広がり、社会の中に深く浸透し、根を張っていきました。この法律は1996年、約50年もの間存在し、やっと廃止されますが、国は法の誤りを周知せず、被害者に直接謝罪もありません。さらに、国民に広げていった優生思想を取り除く取り組みを行っていません。

この裁判を通して、社会に浸透した優生思想を断ち切り、原告や障害者、さらに様々な困難を抱える人達の尊厳を守る未来につながる公正な判決を求めます。

記

1. 裁判所は原告の朝倉典子さんの気持ちを受け止めて、主張に対し真摯に向き合った判決をして下さい。

【署名欄】

名 前	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

※署名用紙に記載された個人情報、裁判所に提出すること以外には使用しません。

(問い合わせ先)

旧優生保護法裁判を支援する福岡の会

福岡市中央区荒戸3丁目3-39 ふくふくプラザ内4F (ろうあ協会気付)

TEL 092-406-3406 FAX 092-406-3407

※裏面に原告の朝倉典子さんの声を記載しています。



原告の朝倉典子さんの声

私たち夫婦が裁判を起こすことを決意するまでには、とても勇気がいりました。何故なら、優生手術を受けたということは、夫婦で死ぬまで言わないでおくべき、恥ずかしいことだと思っていたからです。また、私たち耳の聞こえない者は聞こえる人のいうことには従いなさい、耐えなさいと言われて育ってきたため、国の政策に対して反対することなどありません。裁判などを起こして前に出ることは、障害者なのに生意気だ、わきまえろと思われるのではないだろうかという不安がありました。

しかし、夫が裁判を起こすと決意したため、私も一緒に頑張ろうと思い、私も原告になりました。夫は手術を受けて今まで、私に対して申し訳ないと手術を受けた自分を責めました。そんな夫が裁判を起こすことを決意したのは、やはり心の奥底には、何の説明もされないうままに勝手に手術されたことへの悔しさがあつたからだと思います。

夫は2021年5月17日に亡くなりました。これまで二人で必死に生きてきましたが、これからは夫がいない人生を送っていかなければならないと思うと、本当に辛く、寂しいです。ですが、夫が求めていた「障害がある人が尊厳を持って生きられる社会としたい」という思いは、私が引継いでいきたいと思っています。

裁判所は、長年被害を放置してきた国の責任から目を背けるような判決ではなく、勇気を振り絞って原告になった被害者に寄り添う判決をして下さい。